

# 令和7年度一般廃棄物処理実施計画

秩父広域市町村圏組合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第1条の3に基づき、令和7年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

## 第1章 ごみ処理実施計画

### ◎計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎計画区域

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町全域（秩父広域市町村圏組合構成市町全域）

### 1 一般廃棄物（ごみ）の発生量及び処理量の見込み

#### （1）収集運搬計画

排出されるごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、清潔で快適な住みよい生活環境の維持に努めるとともに分別収集の徹底を図り、資源循環型システムの推進を目指す。

一般廃棄物の種類	収集処理の主体	廃棄物の量		収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先	搬入量 (日平均量)
		年間量	日平均収集量					
可燃ごみ	委託業者による収集・搬入	15,200t	41.6t	構成市町全域	2回/週	ステーション指定袋方式	秩父市 栃谷 1477 秩父クリーンセンター	69.5 t
	排出者の直接搬入及び許可業者による収集・搬入	10,169t	27.9t	構成市町全域	随時	直接搬入及び各事業所		
	許可業者による収集・搬入	2,500t	6.8t	構成市町以外からの搬入	随時	各事業所	横瀬町大字横瀬2270 UBE三菱セメント(株) 横瀬工場	6.8 t
	許可業者による収集・搬入	1.2t	3.3kg	構成市町全域	随時	各事業所	本庄市新井788外 (株)サニタリーセンター 新井工場	3.3kg

不燃ごみ	委託業者による 収集・搬入	730t	2.0t	構成市町全域	1回/月	ステーション指定袋方式	秩父市山田1100 秩父環境衛生センター	6.2 t	
	排出者の直接搬入 及び許可業者による 収集・搬入	1,533t	4.2t	構成市町全域	随時	直接搬入及び各事業所			
廃蛍光管※	委託業者による 収集・搬入	2,264	6.2kg	構成市町全域	2回/月	ステーション方式	秩父環境衛生センター	19.3kg	
	排出者の 直接搬入	4,755	13.0kg	構成市町全域	随時	直接搬入	秩父環境衛生センター		
廃乾電池※	委託業者による 収集・搬入	31t	84.4kg	構成市町全域	3回/月	ステーション袋方式	秩父環境衛生センター	84.4kg	
小型家電※	委託業者による 収集・搬入	27t	0.1t	構成市町全域	1回/月	ステーション袋方式	秩父環境衛生センター	0.1 t	
粗大ごみ※	許可業者による 収集・搬入	207t	0.6t	構成市町全域	随時	各戸	秩父環境衛生センター	2.4kg	
	排出者の 直接搬入	678t	1.9t	構成市町全域	随時	直接搬入	秩父環境衛生センター		
粗大ごみ	許可業者による 収集・搬入	790t	2.2t	構成市町全域	随時	各事業所	中間処分の許可を 受けた施設	2.2 t	
資源ごみ	紙類 布類	委託業者による 収集・搬入	1,657t	4.5t	構成市町全域	2回/月	ステーション方式	秩父環境衛生センター 又は指定引取場所	4.5 t

資源ごみ	カン類 ビン類	委託業者による 収集・搬入	553t	1.5t	構成市町全域	2回/月	ステーション袋方式	秩父環境衛生センター	1.5 t
	ペット ボトル	委託業者による 収集・搬入	134t	0.4t	構成市町全域	2回/月	ステーション 専用ネット方式 ・一部袋方式	秩父環境衛生センター	0.4 t
	動物の死体	排出者 の搬入	1,067件	2.9件	構成市町全域	随時	直接搬入	秩父斎場動物焼却施設	2.9件

※廃蛍光管、廃乾電池、小型家電、粗大ごみは不燃ごみの内数

①収集業務委託業者

旧秩父市：昭和通運株式会社 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4146番地

旧町村：秩父通運株式会社 埼玉県秩父市宮側町6番11号

※秩父広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の総合評価方式による制限付き一般競争入札公告（令和5年1月23日付け秩父広域市町村圏組合告示第11号）1 入札概要（4）契約期間「更新は最長4年とする」を適用し、令和5年10月以降の契約業者と随意契約による。

②収集の現況

区分	委託先	廃棄物の種類	収集車両
旧秩父市内収集 (秩父市吉田地区、 大滝地区、荒川地区 を除く。)	昭和通運(株)	可燃ごみ	5台 (2.5tパッカー車)
		不燃ごみ	1台 (2tパッカー車)
		資源ごみ	2台 (2t平ボディ車) 3台 (2tパッカー車)
旧町村区域内収集 (横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町、 秩父市吉田地区、大 滝地区、荒川地区) ※当面の間、3tダン プ車は2tパッカー車 で運用する。	秩父通運(株)	可燃ごみ	3台 (2tパッカー車)
			2台 (4tパッカー車)
		不燃ごみ	1台 (2tダンプ車)
		資源ごみ	2台 (2t平ボディ車) 1台 (2tパッカー車) 2台 (3tダンプ車) ※

③ステーション数

区分	収集地域	可燃ごみ	不燃ごみ
昭和通運(株)	34地域	1,399箇所	1,236箇所
秩父通運(株)	27地域	1,103箇所	1,057箇所

④一般廃棄物処理業許可業者（し尿及びし尿浄化槽汚泥にかかる処理業を除く。）

別紙のとおり（31業者）

(2) 中間処理計画

排出されるごみを適正かつ安定的に処理するとともに、エネルギー回収、CO<sub>2</sub>削減などに取組み、環境負荷の少ないごみ処理に努める。  
また、計画的に適切な施設の維持管理に努め、現有施設の延命化を図る。

【ごみ焼却処理施設関係】

施設名	秩父クリーンセンター	
所在地	埼玉県秩父市栃谷1477	
形式及び公称能力	150 t/24h (75 t/24h 2系列)	
搬入形態別の内訳量	収集運搬(委託業務)	41.6 t/日
	直接搬入ごみ	27.9 t/日
搬入量	日平均搬入量	69.5 t/日
運転管理	運転日数 7日/週	運転時間 24時/日
	残渣の量 7 t/日	
残渣の再生資源化(委託処理)	ツネイシカムテックス(株)埼玉工場 埼玉県大里郡寄居町三ヶ山250-1	焼却灰 2,155 t/年
	太平洋セメント(株)熊谷工場 埼玉県熊谷市三ヶ尻5310	焼却灰 95 t/年
		集じん灰 610 t/年

【廃乾電池処理施設関係】

施設名	野村興産(株)イトムカ鋳業所
事業主体	野村興産(株)
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
施設の種別	選別破碎施設
処理方法	解砕・選別・焙焼
年間委託処理量	30.80 t/年

【許可業者での天然木の中間処理施設関係】 (別紙、許可業者一覧参照)

営業の種類	一般廃棄物の中間処理
年間処理量	790 t/年

【許可業者でのがれき類の中間処理施設関係】 (別紙、許可業者一覧参照)

営業の種類	一般廃棄物の中間処理
年間処理量	60 t/年

【廃蛍光管処理施設関係】

施設名	(株)ウム・ヴェルト・ジャパン
所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山330-1
施設の種別	水銀含有廃棄物再生資源化プラント
処理方法	破碎・分別・乾留式水銀回収
年間委託処理量	7 t/年

【廃小型家電処理施設関係】

施設名	リバー(株)児玉事業所
所在地	埼玉県児玉郡神川町八日市647
施設の種別	選別破碎施設
処理方法	破碎・切断・圧縮・選別
年間委託処理量	廃小型家電 27 t/年

【廃携帯電話処理施設関係】

施設名	J X金属敦賀リサイクル(株)
事業主体	J X金属商事(株)
所在地	福井県敦賀市若泉町1
施設の種別	選別破碎施設
処理方法	解体・分別・焼却・油化
年間委託処理量	0.2 t/年

【動物焼却処理施設関係】

施設名	秩父斎場動物焼却施設
所在地	埼玉県秩父市大宮5361-2
形式及び公称能力	100Kg/h
年間処理量	1,067体/年

(3) 資源選別等施設の概要

【紙類・布類】

施設名	(株)日新テクノ循環資源化工場圧縮梱包施設
事業主体	(株)日新テクノ
所在地	埼玉県秩父市荒川上田野987-1
年間資源化量	紙類 902 t/年
	布類 164 t/年
	パック類 2 t/年

施設名	秩父リサイクル事業協同組合古紙センター圧縮梱包施設
事業主体	秩父リサイクル事業協同組合
所在地	埼玉県秩父市大野原601-1
年間資源化量	紙類 454 t/年
	布類 75 t/年
	パック類 1 t/年

【カン類・ビン類】

施設名	秩父リサイクルセンター
事業主体	秩父リサイクル事業協同組合
所在地	埼玉県秩父市山田1106
年間資源化量	鉄 137 t/年
	アルミ 88 t/年
	ビン 白 146 t/年、茶 230 t/年、緑 42 t/年

【ペットボトル】

施設名	秩父環境衛生センターペットボトル圧縮梱包施設
事業主体	秩父広域市町村圏組合
所在地	埼玉県秩父市山田1100
年間資源化量	124 t/年

【金属類・廃自転車等】

施設名	リバー(株)児玉事業所
事業主体	リバー(株)
所在地	埼玉県児玉郡神川町八日市647
年間資源化量	シュレッダー用鉄材 288 t/年
	ギロチン用鉄材 72 t/年
	非鉄金属くず 2 t/年
	廃自転車 15 t/年

(4) 事業系一般廃棄物の圏域内資源化施設（直接搬入）

【汚泥】

施設名	UBE三菱セメント(株)横瀬工場
事業主体	UBE三菱セメント(株)
所在地	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬2270
年間資源化量	汚泥 2,500 t/年

(5) 事業系一般廃棄物の圏域外資源化施設（直接搬入）

【食品】

施設名	(株)サニタリーセンター新井工場
事業主体	(株)サニタリーセンター
所在地	埼玉県本庄市新井800
年間資源化量	食品廃棄物 1.2 t/年

## (6) 最終処分計画

中間処理後の残渣は、周辺環境へ負荷を与えないように適正に処分する必要があり、そのためには、永続的な最終処分場の確保と周辺環境に影響を与えないよう埋立施設の適正な管理・運営、中間処理施設でのより一層の減量化、減容化及び処理残渣の資源化に努め、最終処分場の延命化を図る。

最終処分場	秩父環境衛生センター			
所在地	埼玉県秩父市山田1100			
埋立地の管理	直営			
埋立廃棄物の種類	不燃ごみ・粗大ごみ・中間処理残渣			
埋立開始年月	平成2年4月			
埋立地全体面積	33,000㎡			
全体容量	189,000㎡			
計画年度前までの埋立容量	127,322 ㎡			
残余容量	61,678 ㎡			
計画年度使用予定面積	500 ㎡			
計画埋立容量	1300 ㎡			
搬入別内訳	搬入量	リサイクル等	埋立量	埋立方式
収集ごみ	8.4 t/日	7.10 t/日	1.3 t/日	サンドウィッチ方式
直接搬入ごみ	4.2 t/日	3.55 t/日	0.6 t/日	

## 2 一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制に関する事項

ごみ処理による環境負荷を低減するために住民・事業者の協力のもとに排出源での排出抑制を推進し、処理を必要とするごみの減量化に努める。  
また、排出源での資源ごみの分別を徹底するとともに、中間処理においても資源化の徹底を図る。

### (1) 家庭系指定ごみ袋料金の見直し

平成8年7月から指定ごみ袋制度を導入したことにより、ごみの減量化・資源化に一定の成果が得られた。

住民の減量努力に応え、また、負担の軽減を図るため、指定ごみ袋に係る廃棄物手数料の引き下げを平成23年度より実施し、料金は、家庭系廃棄物の可燃・不燃用指定ごみ袋小型袋（15円/枚）・中型袋（20円/枚）・大型袋（35円/枚）とした。

なお、手数料引き下げに伴ってごみ量が増大することのないように、市町と連携して住民への啓発を徹底する。

(2) 廃棄物処理手数料（持込み処理）の改定

平成5年4月に改定されてから25年が経過しているため受益者負担の適正化及び周辺自治体との手数料と均衡を図ることを目的に令和2年4月に改定を行った。また、特別収集も1口月額3,000円に改定した。

（家庭系：40kgまで200円、40kgを超えて10kgごとに50円の加算。 事業系：40kgまで600円、40kgを超えて10kgごとに150円の加算。）

事業系ごみの減量化の啓発を徹底する。

(3) 事業者に対する減量指導

事業系ごみの減量化への取組みを明確に位置づけ、排出抑制対策を講ずるものとし、以下に示す施策の推進により減量化の指導を強化する。

- ・資源ごみ分別の徹底指導
- ・圏域外からの持ち込み監視
- ・再資源化業者への誘導
- ・多量発生事業所等に処理計画策定の指導
- ・搬入検査の強化

(4) 啓発活動の充実

住民及び各団体、生徒、児童などの施設見学者に対しての減量化、ごみの分別排出の徹底について、より一層の協力を要請していくものとする。また、引き続き小学生を対象とした標語募集や副読本の作成などを市町、学校等と連携して取り組む。

(5) 中間処理施設での再資源化

焼却処理残渣の全量資源化、不燃・粗大ごみ処理における資源物回収など、資源化率の向上を図るためのごみ処理システムの継続に努める。

(6) 廃棄物減量等推進審議会等

一般廃棄物の減量等を審議する廃棄物減量等推進審議会の活用及び構成市町の行政区、環境衛生推進委員等との連携により、資源の集団回収やごみの分別等への積極的取組みを図る。

(7) 廃棄物（ごみ）の適正処理困難物

組合の一般廃棄物（ごみ）処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難となっているもの。

(8) 処理除外物

組合が行う処理対象としないことができる物は、有害性のある物、危険性のある物、爆発性又は引火性のある物、著しく悪臭のある物、処理を著しく困難にし、又は組合の処理施設の機能に支障が生じるもの。

### 3 分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の種類及び分別の区分

秩父広域市町村圏組合管理者が分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）は、「1 収集運搬計画（1）収集運搬の概要」に記載する種類及び分別の区分とする。

### 4 一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

#### （1）住民並びに事業者の排出に関する責務について

- ① 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量及びその適正な処理の確保に関し、組合の施策に協力しなければならない。
- ② 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、自らの責任において、適正に処理しなければならない。

また、事業系一般廃棄物（ごみ）の処理を組合へ委託するときは、組合が定めた一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づき廃棄物の分別、切断梱包、禁忌品の除去等必要な措置を講じなければならない。

#### （2）分別排出の義務及び容器の指定について

家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物（ごみ）を排出するときは、規則で定める排出区分に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、管理者の指定する容器又は方法により行う。

管理者が指定する容器とは、汚水が漏れず、耐水性かつ内容物が認識できる程度の透明度を有する袋で、家庭系廃棄物の可燃・不燃用指定ごみ袋は、小型袋（15リットル相当）・中型袋（20リットル相当）・大型袋（35リットル相当）とする。

また、事業系一般廃棄物（ごみ）の可燃・不燃用指定ごみ袋は、事業用袋（60リットル相当）とする。

#### （3）収集場所以出せる家庭系廃棄物（ごみ）について

- ① ごみは分けて、収集日の前には出さず、ルールを守って収集日の朝8時までに、所定の場所（ステーション）に排出する。
- ② 可燃ごみ〔紙くず、台所くず、プラスチック容器など〕は、可燃用指定ごみ袋（小型袋、中型袋又は大型袋）に収納し、所定の場所（ステーション）に排出する。
- ③ 不燃ごみ〔鉄くず、ガラスくず、資源にならないカン・ビン類など〕は、不燃用指定ごみ袋（小型袋、中型袋又は大型袋）に収納し、所定の場所（ステーション）に排出する。
- ④ 資源ごみの紙・布類〔新聞、一般紙、ダンボール、布類〕は、新聞、一般紙、ダンボール、布類ごとに折りたたみ、ひもで十文字に縛り、所定の場所（ステーション）に排出する。〔大きさ 縦・横・高さ3辺の和が130センチメートル程度以下〕
- ⑤ 資源ごみのカン・ビン類〔スチールカン・アルミカン、ガラスビン（ただし、飲料・食料品類の空容器のみ）〕は、カン（スチール・ア

ルミ)、ビンごとに任意のポリエチレン製の透明又は半透明袋に収納し、所定の場所(ステーション)に排出する。〔大きさ 袋の容量35リットル程度以下〕

- ⑥ 資源ごみのペットボトル〔飲料用、酒類用、特定調味料用〕は、キャップ・ラベルを取り、中を水洗いし、専用ネットに入れて所定の場所(ステーション)に排出する。
- ⑦ その他の廃棄物で粗大ごみ〔可燃ごみ、不燃ごみのうち、指定ごみ袋に収納できない大きなもの〕は、組合ごみ処理施設へ直接搬入又は一般廃棄物処理業(収集・運搬を含む。)許可業者へ委託する。
- ⑧ その他の廃棄物で、焼却灰、廃乾電池、廃蛍光管、小型家電製品については、別途管理者の指示する方法で排出する。  
※「所定の場所(ステーション)」とは、市町からの申請に基づく、家庭系廃棄物の収集場所をいう。

#### (4) 動物の死体について

動物の死体(犬、猫その他の小動物の死体)は、動物以外は入れず、動物の体液が漏れないようポリ袋などに入れ、口を縛り、更にダンボール箱等に入れ、秩父斎場へ直接搬入する。

#### (5) 自ら申請した所定の場所に出せる事業系一般廃棄物(ごみ)について

- ① 可燃ごみ〔産業廃棄物以外の可燃性一般廃棄物〕は、可燃用指定ごみ袋(事業用袋)に収納し、所定の場所に排出する。
- ② 不燃ごみ〔産業廃棄物以外の不燃性一般廃棄物〕は、不燃用指定ごみ袋(事業用袋)に収納し、所定の場所に排出する。
- ③ その他の廃棄物〔産業廃棄物以外の一般廃棄物で上記に掲げる以外の廃棄物〕は、別途管理者が指示する方法とする。  
※「所定の場所(ステーション)」とは、事業者からの申請に基づく、事業系一般廃棄物(ごみ)の収集場所をいう。

### 5 一般廃棄物(ごみ)の処理施設の整備に関すること

#### ○秩父クリーンセンター

- ① 安定した一般廃棄物(ごみ)の処理が行えるよう計画的な整備及び修繕等の適正な維持管理の実施
- ② ダイオキシン類等公害防止対策の実施
- ③ 基幹的設備改良工事により発電設備を新設したことから再生可能エネルギー発電設備(バイオマス)の認定を受け、余剰電力の売電を実施

#### ○秩父環境衛生センター

- ① 最終処分場の維持管理
- ② 水処理等の維持管理
- ③ 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出による埋立期間が延長された(令和17年3月31日まで)

(令和7年3月1日現在)

収集・運搬業

許可番号	業 者 名	取り扱う廃棄物の種類	住 所
1001	埼玉グリーン産業 株式会社	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 1 1 3 2 番地 1
1006	有限会社 茂木商店	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 1 7 7 4 番地 2
1007	有限会社 埼玉グローバル産業	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父郡長瀬町大字岩田 4 4 番地
1008	有限会社 斉藤饒商店	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市大野原 3 1 1 0 番地 7
1013	吉田屋商店	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市中村町 4 丁目 5 番 1 6 号
1014	昭和通運 株式会社	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4 1 4 6 番地
1015	秩父通運 株式会社	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市宮側町 6 番 1 1 号
1016	株式会社 ヤマキ	事業系一般廃棄物	埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3 8 8 4 番地
1017	有限会社 伊藤商事	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 2 3 4 5 番地
1018	秩父リサイクル商事	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市中村町 1 丁目 4 番 1 号
1020	株式会社 サニタリーセンター	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県本庄市小島南 3 丁目 1 1 番 1 5 号
1022	株式会社 加藤建設	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野 9 1 1 番地 1
1023	株式会社 権田商会	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1 7 9 番地 5
1024	有限会社 今井急便	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市下影森 1 2 2 2 番地 5
1031	関森商店	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市上宮地町 3 番 9 号
1036	新井運送 株式会社	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市上吉田 2 8 8 7 番地
1037	拓麻企画	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市寺尾 1 1 5 8 番地 1-2 階
1038	株式会社 上武	一般廃棄物 [天然木に限る]	埼玉県秩父郡皆野町大字大淵 1 2 6 番地 2
1039	シムラ技術 株式会社	一般廃棄物 [天然木に限る]	埼玉県飯能市大字双柳 9 5 0 番地 1
1040	株式会社 高野組	事業系一般廃棄物	埼玉県秩父市大滝 9 6 1 番地

収集・運搬業

許可番号	業 者 名	取り扱う廃棄物の種類	住 所
1043	株式会社 山口組	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市大野原1333番地
1044	株式会社 栗原瓦店	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市寺尾3204番地1
1045	株式会社 ケンコー	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市大野原1960番地2
1046	株式会社 黒沢工務店	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市山田2696番地7
1047	エフ・クリーン興業 株式会社	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市日野田町2丁目3番14号
1049	株式会社 むさしの	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市大野原567番地
1051	株式会社 富田興業	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市上宮地町12番19号
1052	有限会社 ミヤテック	一般廃棄物 [天然木に限る]	埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野1741番地1
1053	株式会社 吉田総合建設	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市下吉田3272番地1
1054	株式会社 日新テクノ	事業系一般廃棄物・一般系粗大ごみ	埼玉県秩父市寺尾1325番地1
1055	株式会社 新栄	一般廃棄物 [汚泥に限る]	埼玉県秩父市中村町4丁目2番11号

処分業（中間処分）

	業 者 名	取り扱う廃棄物の種類	住 所
3003	株式会社 上武	一般廃棄物天然木 [剪定枝・幹・抜根] がれき類に限る	埼玉県秩父郡皆野町大字大淵126番地2
3004	株式会社 山口組	一般廃棄物天然木 [流木・剪定枝・幹・ 抜根に限る]	埼玉県秩父市大野原1333番地
3006	UBE三菱セメント 株式会社	一般廃棄物 [汚泥・燃え殻に限る]	東京都千代田区内幸町2丁目1番1号

## 第2章 し尿処理実施計画

### ◎趣旨

この計画は、「秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例」第4条の規定に基づき、当該計画区域内の一般廃棄物の内、し尿及び浄化槽汚泥の収集及び処理に関する単年度ごとの一般廃棄物処理実施計画として必要な事項を定めるものである。

### ◎計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### ◎計画区域

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（ただし、し尿及び浄化槽汚泥の収集は小鹿野町を除く。）

### ◎処理施設概要

施設名		清流園	溪流園	小鹿野し尿処理センター
所在地		秩父市荒川上田野1583-1	秩父郡皆野町大字大淵201	秩父郡小鹿野町伊豆沢10
処理区域		秩父市、横瀬町	皆野町、長瀬町	小鹿野町
処理能力		40k1/日×2系列 し尿 75.2k1/日 浄化槽汚泥 4.8k1/日 ※現在は1系列のみ	40k1/日×1系列 し尿 24k1/日 浄化槽汚泥 16k1/日	50k1/日×1系列 し尿 27k1/日 浄化槽汚泥 23k1/日
処理方式	主処理	標準脱窒素処理	標準脱窒素処理	高負荷脱窒素膜分離処理・高度処理
	高度処理	凝集沈殿・オゾン脱色	凝集沈殿・オゾン(休止)・急速砂ろ過	膜処理・活性炭
	汚泥処理	脱水・乾燥	遠心式脱水機	脱水・乾燥
	臭気処理	低濃度：水洗浄＋活性炭 高濃度：燃焼脱臭	酸洗浄・アルカリ洗浄＋活性炭処理	水洗浄＋活性炭処理
放流先		荒川	荒川	赤平川

1 計画処理量

一般廃棄物の種類	組合計画処理量	施設別計画処理量		市町別計画処理量	
生し尿	2,327k1	清流園	1,000k1	秩父市	900k1
				横瀬町	100k1
		溪流園	612k1	皆野町	389k1
				長瀬町	223k1
		小鹿野し尿処理センター	715k1	小鹿野町	715k1
浄化槽汚泥 (農業集落排水処理 施設の汚泥を含む。)	18,746k1	清流園	11,500k1	秩父市	9,200k1
				横瀬町	2,300k1
		溪流園	3,254k1	皆野町	1,882k1
				長瀬町	1,372k1
		小鹿野し尿処理センター	3,992k1	小鹿野町	3,992k1
合計	21,073k1	清流園	12,500k1	秩父市	10,100k1
				横瀬町	2,400k1
		溪流園	3,866k1	皆野町	2,271k1
				長瀬町	1,595k1
		小鹿野し尿処理センター	4,707k1	小鹿野町	4,707k1

## 2 施設別汚泥処理

施設別	脱水汚泥	乾燥汚泥	脱水し渣	焼却灰の処分	沈砂等
清流園	全量乾燥処理	有価物（肥料原料）として業者へ売却 し尿汚泥肥料・農水省許可番号生第 86138 号 目標量：135 トン	焼却処分	秩父環境衛生センターに埋立処分	定期的に民間企業※の一般廃棄物中間処理場へ搬入、中間処理（焼却）後、残渣は最終処分場に埋立処分
溪流園	2 社※に処分委託。 委託先で焼却処分、一部をコンポスト原料として利用 秩父クリーンセンターで焼却処分		秩父クリーンセンターで焼却処分		定期的に民間企業※の一般廃棄物中間処理場へ搬入、中間処理（焼却）後、残渣は最終処分場に埋立処分
小鹿野し尿処理センター	全量乾燥処理	肥料として希望者へ販売 し尿汚泥肥料・農水省許可番号生第 86672 号 目標量：10 トン	焼却処分	茨城県北茨城市新和企業有限会社管理型最終処分場に埋立処分	定期的に民間企業※の一般廃棄物中間処理場へ搬入、中間処理（焼却）後、残渣は最終処分場に埋立処分

※寄居町三ヶ山にある埼玉県が造成した環境整備センター内の民間企業

## 3 施設別河川水取水、処理水放流量の見込

施設別	河川取水量	処理水放流量	取水及び放流先
清流園	51,000 m <sup>3</sup> /年	64,000 m <sup>3</sup> /年	荒川
溪流園	37,000 m <sup>3</sup> /年	41,000 m <sup>3</sup> /年	荒川
小鹿野し尿処理センター	5,000 m <sup>3</sup> /年	8,000 m <sup>3</sup> /年	赤平川

#### 4 施設別水質管理目標値

施設別	水素イオン濃度 PH (mg/l)	生物化学的酸素消費量 BOD (mg/l)	浮遊物質 S S (mg/l)	大腸菌数 (CFU/ml)	全窒素 (mg/l)	全リン (mg/l)
清流園	5.8~8.6	5.0 以下	10.0 以下	800 以下	10.0 以下	0.5 以下
溪流園	5.8~8.6	10.0 以下	10.0 以下	800 以下	10.0 以下	1.0 以下
小鹿野し尿処理センター	5.8~8.6	10.0 以下	10.0 以下	800 以下	10.0 以下	1.0 以下

#### 5 廃棄物の適正処理困難物

組合のし尿処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのあるもの。

#### 6 処理除外物

『秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例』第9条第6号に規定する廃棄物

#### 7 収集運搬計画

##### (1)し尿

し尿のくみ取りは、組合の委託を受けた業者が収集運搬車によって衛生的に処理施設へ搬入するものとする。

収集委託区域	委託業者	住所	収集 車両	収集 回数	計画収集量	搬入先
秩父市（吉田地区、大滝地区及び荒川地区を除く。）のし尿収集	(株)文化向上会	秩父市中村町3丁目5番30号	4台	随時	550kl/年	清流園
秩父市（荒川地区及び大滝地区に限る。）及び横瀬町のし尿収集	(有)伊藤衛生社	皆野町大字皆野2345番地	1台		290kl/年	

秩父市（吉田地区に限る。）のし尿収集	山中商事	小鹿野町下小鹿野 1450 番地 6	1 台		160kl／年	溪流園
皆野町（皆野及び下田野に限る。）及び長瀬町（岩田、井戸及び風布を除く。）し尿収集	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野 2345 番地	1 台		389kl／年	
皆野町（皆野及び下田野を除く。）及び長瀬町（岩田、井戸及び風布に限る。）のし尿収集	（有）伊藤商事	皆野町大字皆野 2345 番地	1 台		223kl／年	

(2)浄化槽汚泥

浄化槽（農業集落排水処理施設の汚泥を含む。）から発生した汚泥は、組合の許可を受けた業者が収集運搬車によって衛生的に処理施設へ搬入するものとする。

許可区域	許可業者	住所	収集車両	収集回数	計画収集量 (2 区域合算市町別)	搬入先	
秩父市（吉田地区を除く。） 及び横瀬町	（有）秩父環境総合	秩父市山田 2375 番地 2	4 台	許可業者による	秩父市 9,200kl／年 横瀬町 2,300kl／年	清流園	
	（株）文化向上会	秩父市中村町 3 丁目 5 番 30 号	3 台				
	（有）秩父クリーン	秩父市滝の上町 11 番 4 号	2 台				
	（有）伊藤商事	皆野町大字皆野 2345 番地	5 台				
	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野 2345 番地	3 台				
秩父市（吉田地区に限る。）	（有）茂田井商店	小鹿野町小鹿野 340 番地	2 台				
	山中商事	小鹿野町下小鹿野 1450 番地 6	3 台				
皆野町及び長瀬町	（有）伊藤商事	皆野町大字皆野 2345 番地	3 台			皆野町 1,882kl／年 長瀬町 1,372kl／年	溪流園
	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野 2345 番地	2 台				

## 8 し尿処理施設の整備

各施設が安定したし尿処理を行えるように、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1)計画的な整備及び修繕等の実施
- (2)水質管理の実施
- (3)近隣に配慮した臭気対策等の実施

## 9 新処理施設建設に向けて

汚泥再生処理センターの建設に向け、次に掲げる調査等を進める。

- (1)生活環境影響調査
- (2)基本設計業務
- (3)民間活力導入可能性調査
- (4)事業者選定支援業務
- (5)測量調査
- (6)地質調査